

公 示

第五管区海上保安本部長公示第20号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年2月26日

第五管区海上保安本部長

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 高知県中央西土木事務所

（2）住 所 高知県吾川郡いの町1381

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 宇佐漁港（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和2年3月20日から

令和2年3月31日までの内1日間

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位及び音響測深機による測深。

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚。

付図



測量区域